

後発医薬品の使用促進のお知らせ

令和6年10月より始めました「長期収載品の選定療養制度」につきまして、当院では厚生労働省の後発品使用促進の方針に従い、患者様負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして後発医薬品（ジェネリック医薬品）に適宜変更しております。ご理解賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

上記の内容でご不明なことがございましたらお気軽にスタッフにお尋ねください。